

平成23年2月25日

第2260号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則（2・港湾空港課）……………1
- 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正（101・市町村課）……………1
- 秋田県北部老人福祉総合エリアにおける利用料金の変更（102・長寿社会課）……………7
- 秋田県中央地区老人福祉総合エリアにおける利用料金の変更（103・長寿社会課）……………8
- 秋田県南部老人福祉総合エリアにおける利用料金の変更（104・長寿社会課）……………9
- 家畜伝染病を予防するための検査の実施（105・農畜産振興課）……………12
- 家畜伝染病を予察するための検査の実施（106・農畜産振興課）……………13
- 飼料の試験の結果の概要の公表（107・農畜産振興課）……………13
- 建設業法による経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等（108・建設管理課）……………15
- 建設業の許可の取り消し（109・秋田地域振興局総務企画部）……………16
- 建設業の許可の取り消し（110・由利地域振興局総務企画部）……………16
- 建設業の許可の取り消し（111・仙北地域振興局総務企画部）……………17

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………17
- 県営土地改良事業の換地処分（鹿角地域振興局農林部）……………17
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………17
- 県営土地改良事業の換地処分（平鹿地域振興局農林部）……………18

規 則

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則（昭和五十六年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第百一号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成十八年秋田県告示第三百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年二月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

第一第一号の表に次のように加える。

六	三種町、大湯村	平成二十三年四月一日
---	---------	------------

第一第三号の表に次のように加える。

五	小坂町、八峰町、大湯村、美郷町、裏成瀬村	平成二十三年四月一日
---	----------------------	------------

第一第六号の表に次のように加える。

三	上小阿仁村、八峰町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	----------------	------------

第一第七号の表に次のように加える。

五	上小阿仁村、八峰町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	----------------	------------

第一第九号の表に次のように加える。

四	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	--------------	------------

第一第十一号の表に次のように加える。

六	三種町、八郎潟町、大潟村	平成二十三年四月一日
---	--------------	------------

第一第十三号の表に次のように加える。

五	にかほ市、八峰町、八郎潟町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	--------------------	------------

第一第十五号の表を次のように改める。

	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
一	横手市、北秋田市、羽後町	平成十八年四月一日
二	八峰町、東成瀬村	平成二十三年四月一日

第一第十六号の表を次のように改める。

	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
一	横手市、北秋田市、羽後町	平成十八年四月一日
二	八峰町、東成瀬村	平成二十三年四月一日

第一第十七号の表に次のように加える。

三	八峰町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	----------	------------

第一第十八号の表に次のように加える。

六	仙北市	平成二十三年四月一日
---	-----	------------

第一第十九号の表に次のように加える。

四	大潟村	平成二十三年四月一日
---	-----	------------

第一第二十一の二号の表に次のように加える。

四	男鹿市、大潟村	平成二十三年四月一日
---	---------	------------

第一第二十二号の表に次のように加える。

五	にかほ市	平成二十三年四月一日
---	------	------------

第一第二十三号の表に次のように加える。

四	男鹿市、にかほ市	平成二十三年四月一日
---	----------	------------

第一第二十四号の表に次のように加える。

五	にかほ市	平成二十三年四月一日
---	------	------------

第一第二十五号の表に次のように加える。

八	湯沢市、三種町、八郎潟町、大潟村	平成二十三年四月一日
---	------------------	------------

第一第二十六号の表に次のように加える。

八	湯沢市、三種町、八郎潟町	平成二十三年四月一日
---	--------------	------------

第一第二十七号の表に次のように加える。

八	湯沢市、三種町、八郎潟町	平成二十三年四月一日
---	--------------	------------

第一第二十九号の表に次のように加える。

七	八峰町、美郷町	平成二十三年四月一日
---	---------	------------

第一第三十号の表に次のように加える。

七	八峰町	平成二十三年四月一日
---	-----	------------

第一第三十一号の表に次のように加える。

六	八峰町、美郷町	平成二十三年四月一日
---	---------	------------

第一第三十二号の表に次のように加える。

七	仙北市、八峰町、美郷町	平成二十三年四月一日
---	-------------	------------

第一第三十三号の表に次のように加える。

七	仙北市、八峰町、美郷町	平成二十三年四月一日
---	-------------	------------

第一第三十四号の表に次のように加える。

七	仙北市、八峰町、美郷町	平成二十三年四月一日
---	-------------	------------

第一第三十五号の表に次のように加える。

六	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	--------------	------------

第一第三十六号の表に次のように加える。

四	湯沢市、湯上市、仙北市、小坂町、八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	----------------------------------	------------

第一第三十七号の表に次のように加える。

五	仙北市、小坂町、八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	--------------------------	------------

第一第三十八号の表に次のように加える。

四	仙北市、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	------------------	------------

第一第四十号の表に次のように加える。

六	仙北市、小坂町、八峰町、美郷町	平成二十三年四月一日
---	-----------------	------------

第一第四十二号の表に次のように加える。

五	八郎潟町、大潟村	平成二十三年四月一日
---	----------	------------

第一第四十三号の表に次のように加える。

七	湯沢市、八峰町、大潟村	平成二十三年四月一日
---	-------------	------------

第一第四十三の二号の表に次のように加える。

五	湯沢市、八峰町、大潟村	平成二十三年四月一日
---	-------------	------------

第一第四十四号の表に次のように加える。

九	湯沢市、八峰町、大潟村	平成二十三年四月一日
---	-------------	------------

第一第四十五号の表に次のように加える。

八	湯沢市、八峰町、大潟村	平成二十三年四月一日
---	-------------	------------

第一第四十六号の表に次のように加える。

六	鹿角市、北秋田市、八郎潟町、大潟村	平成二十三年四月一日
---	-------------------	------------

第一第四十七号の表に次のように加える。

七	仙北市	平成二十三年四月一日
---	-----	------------

第一第四十八号の表に次のように加える。

十	湯上市、北秋田市、八郎潟町、大潟村	平成二十三年四月一日
---	-------------------	------------

第一第四十九号の表に次のように加える。

九	湯上市、大潟村	平成二十三年四月一日
---	---------	------------

第一第五十号の表に次のように加える。

十	湯沢市、八峰町、大潟村	平成二十三年四月一日
---	-------------	------------

第一第五十三号の表に次のように加える。

四	鹿角市	平成二十三年四月一日
---	-----	------------

第一第五十四号の表に次のように加える。

八	大潟村	平成二十三年四月一日
---	-----	------------

第一第五十五号の表に次のように加える。

五	小坂町、八峰町、八郎潟町、大潟村	平成二十三年四月一日
---	------------------	------------

第一第五十六号の表に次のように加える。

五	小坂町、八峰町、八郎潟町、大潟村	平成二十三年四月一日
---	------------------	------------

第一第五十七号の表に次のように加える。

六	八峰町、八郎潟町、大潟村、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	-------------------	------------

第一第六十一の二号の表に次のように加える。

三	八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	------------------	------------

第一第六十四号の表に次のように加える。

七	仙北市	平成二十三年四月一日
---	-----	------------

第一第六十七号の表に次のように加える。

三	潟上市、仙北市	平成二十三年四月一日
---	---------	------------

第一第七十号の表に次のように加える。

八	三種町、大潟村	平成二十三年四月一日
---	---------	------------

第一第七十一号の表に次のように加える。

七	仙北市	平成二十三年四月一日
---	-----	------------

第一第七十四の二号の表に次のように加える。

三	能代市、藤里町、三種町	平成二十三年十月一日
---	-------------	------------

第一第七十四の二の二号の表に次のように加える。

五	由利本荘市、小坂町、八峰町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	--------------------	------------

第一第七十四の三号の表に次のように加える。

五	由利本荘市、小坂町、八峰町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	--------------------	------------

第一第七十四の四号の表に次のように加える。

五	由利本荘市、小坂町、八峰町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	--------------------	------------

第一第七十五号の表に次のように加える。

四	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	--------------	------------

第一第七十五の二号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一	由利本荘市、大仙市、にかほ市	平成十九年四月一日
二	上小阿仁村、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日

第一第七十五の三号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一	由利本荘市、大仙市、にかほ市	平成十九年四月一日
二	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日

第一第七十六号の表に次のように加える。

三	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	--------------	------------

第一第七十六の二号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一	由利本荘市、大仙市、にかほ市	平成十九年四月一日
二	上小阿仁村、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日

第一第七十七の二号の表に次のように加える。

三	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	--------------	------------

第一第七十七の三号の表に次のように加える。

三	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	--------------	------------

第一第七十八号の表に次のように加える。

四	八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	------------------	------------

第一第七十九号の表に次のように加える。

四	八峰町、大湯村、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	------------------	------------

第一第八十号の表に次のように加える。

七	仙北市、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	------------------	------------

第一第八十一号の表に次のように加える。

七	仙北市、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	------------------	------------

第一第八十二号の表に次のように加える。

七	仙北市、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成二十三年四月一日
---	------------------	------------

秋田県告示第102号

秋田県北部老人福祉総合エリア条例（平成17年秋田県条例第63号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県北部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県北部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金は、平成23年3月1日から適用する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐竹敬久

1 コミュニティセンター

(1) 施設利用料

区 分		利 用 料 金 の 額
会議室		1時間につき 1,300円
研修室		1時間につき 1,500円
視聴覚室		1時間につき 1,500円
多目的ホール		1時間につき 2,500円
茶室		1時間につき 860円
文芸室		1時間につき 1,300円
陶芸室		1時間につき 1,500円
木工室		1時間につき 1,500円
料理室		1時間につき 1,500円
宿泊室	幼児	1人1泊につき1,100円。ただし、休憩用施設の宿泊使用については、1,000円。
	小学校児童	1人1泊につき2,200円。ただし、休憩用施設の宿泊使用については、2,000円。
	一般	1人1泊につき3,000円。ただし、休憩用施設の宿泊使用については、2,700円。

備考

- この表に掲げる施設（宿泊室を除く。）の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- この表に掲げる施設（宿泊室を除く。）の使用において、使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。
- この表において「幼児」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(2) 設備使用料

区 分	利用料金の額（一式1回につき）
スライド用映写機	580円（会議室、視聴覚室、多目的ホール、研修室使用の際は、無料）
オーバーヘッドプロジェクター	580円（会議室、視聴覚室、多目的ホール、研修室使用の際は、無料）
プロジェクター	580円（会議室、視聴覚室、多目的ホール、研修室使用の際は、無料）
ビデオテープレコーダー	580円（会議室、視聴覚室、多目的ホール、研修室使用の際は、無料）

(3) 休憩使用料

区 分		利 用 料 金 の 額
小学校児童		1人1回につき、300円。ただし、午後4時以降の使用については、1人1回につき、150円。
一般		1人1回につき、600円。ただし、午後4時以降の使用については、1人1回につき、300円。
回数券 (6回券)	小学校児童	1,500円
	一般	3,000円

備考 回数券により使用するときは、使用する時間にかかわらず、1人1回につき、1回券を使用することとする。

2 屋内運動広場及びテニスコート

区 分	利 用 料 金 の 額
屋内運動広場（ゲートボールコートに限る。）	1時間につき 500円
テニスコート	1面1時間につき 300円

備考 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。

秋田県告示第103号

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例（平成17年秋田県条例第64号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県中央地区老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県中央地区老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金は、平成23年3月1日から適用する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 コミュニティーセンター

(1) 施設利用料

区 分		利 用 料 金 の 額
会議室		1時間につき 1,300円
研修室		1時間につき 1,500円
視聴覚室		1時間につき 1,500円
多目的ホール		1時間につき 2,500円
茶室		1時間につき 860円
文芸室		1時間につき 1,300円
陶芸室		1時間につき 1,500円
木工室		1時間につき 1,500円
宿泊室	幼児	1人1泊につき1,100円。ただし、休憩用施設の宿泊使用については、1,000円。
	小学校児童	1人1泊につき2,200円。ただし、休憩用施設の宿泊使用については、2,000円。
	一般	1人1泊につき3,000円。ただし、休憩用施設の宿泊使用については、2,700円。

備考

- この表に掲げる施設（宿泊室を除く。）の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- この表に掲げる施設（宿泊室を除く。）の使用において、使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。
- この表において「幼児」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(2) 設備使用料

区 分	利 用 料 金 の 額（一式1回につき）
16ミリ用映写機	2,700円
スライド用映写機	580円
オーバーヘッドプロジェクター	580円

プロジェクター	580円
ビデオテープレコーダー	580円

(3) 休憩使用料

区 分		利 用 料 金 の 額
小学校児童		1人1回につき、300円。ただし、午後4時以降の使用については、1人1回につき、150円。
一般		1人1回につき、600円。ただし、午後4時以降の使用については、1人1回につき、300円。
回数券 (6回券)	小学校児童	1,500円
	一般	3,000円

備考 回数券により使用するときは、使用する時間にかかわらず、1人1回につき、1回券を使用することとする。

2 屋内運動広場及び屋内温水プール

区 分		利 用 料 金 の 額
屋内運動広場（ゲートボールコートに限る。）		1時間につき 500円
屋内温水プール	幼児、小学校児童及び中学生徒	1人1回につき 200円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	1人1回につき 350円
	一般	1人1回につき 500円
屋内温水プール 回数券（6回券）	幼児、小学校児童及び中学生徒	1,000円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	1,750円
	一般	2,500円

備考

- 1 屋内運動広場の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「幼児」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 3 この表において「高等学校生徒及び高等専門学校の学生」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。

3 休憩用施設と屋内温水プールセット利用券

区 分		利 用 料 金 の 額（1人1回につき）
休憩用施設と屋内温水 プールセット利用券	小学校児童	400円
	中学生徒	700円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	850円
	一般	1,000円

備考 休憩用施設と屋内温水プールセット利用券は、同日のエリア開場時間内において休憩用施設及び屋内温水プールを使用するときに使用できるものとする。

秋田県告示第104号

秋田県南部老人福祉総合エリア条例（平成17年秋田県条例第65号）第12条第1項の規定により、次のとおり秋田県南部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県南部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金は、平成23年3月1日から適用する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 コミュニティセンター

(1) 施設利用料金

区 分		利 用 料 金 の 額
会議室		1時間につき 1,300円
研修室		1時間につき 1,300円
視聴覚室		1時間につき 1,300円
宿泊室	幼児	1人1泊につき1,100円。ただし、休憩用施設の宿泊使用については、1,000円。
	小学校児童	1人1泊につき2,200円。ただし、休憩用施設の宿泊使用については、2,000円。
	一般	1人1泊につき3,000円。ただし、休憩用施設の宿泊使用については、2,700円。

備考

- 1 会議室、研修室及び視聴覚室の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 2 会議室、研修室及び視聴覚室の使用において、使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。
- 3 この表において「幼児」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(2) 設備使用料

区 分	利用料金の額（一式1回につき）
16ミリ用映写機	2,700円
スライド用映写機	580円
オーバーヘッドプロジェクター	580円
ビデオテープレコーダー	580円

(3) 休憩使用料

区 分	利用料金の額
小学校児童	1人1回につき、300円。ただし、午後4時以降の使用については、1人1回につき、150円。
一般	1人1回につき、600円。ただし、午後4時以降の使用については、1人1回につき、300円。
回数券 (6回券)	小学校児童 1,500円
	一般 3,000円

備考 回数券により使用するとき、使用する時間にかかわらず、1人1回につき、1回券を使用することとする。

2 屋内運動広場及び屋内温水プール

区 分	利用料金の額	
屋内運動広場（ゲートボールコートに限る。）	1時間につき 430円	
屋内温水プール	幼児、小学校児童及び中学校生徒	1人1回につき 200円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	1人1回につき 350円
	一般	1人1回につき 500円
屋内温水プール 回数券（6回券）	幼児、小学校児童及び中学校生徒	1,000円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	1,750円
	一般	2,500円

備考

- 1 屋内運動広場の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「幼児」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 3 この表において「高等学校生徒及び高等専門学校の学生」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。

3 休憩用施設と屋内温水プールセット利用券

区 分	利用料金の額（1人1回につき）	
休憩用施設と屋内温水 プールセット利用券	小学校児童	400円
	中学校生徒	700円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	850円
	一般	1,000円

備考

- 1 この表における休憩用施設と屋内温水プールセット利用券は、同日のエリア開場時間内において休憩用施設及び屋内温水プールを使用するとき使用できるものとする。
- 2 休憩用施設と屋内温水プールセット利用券において、各回数券との併用はできない。

4 軽費老人ホーム

区 分		金額（1人1月につき）	
		4月1日から10月31日まで	11月1日から翌年の3月31日まで
生活費相当分		42,490円	50,370円
管理費相当分		7,030円	7,030円
事務費相当分	対象収入額による階層区分	1 1,500,000円以下	10,000円
		2 1,500,001円以上1,600,000円以下	13,000円
		3 1,600,001円以上1,700,000円以下	16,000円
		4 1,700,001円以上1,800,000円以下	19,000円
		5 1,800,001円以上1,900,000円以下	22,000円
		6 1,900,001円以上2,000,000円以下	25,000円
		7 2,000,001円以上2,100,000円以下	30,000円
		8 2,100,001円以上2,200,000円以下	35,000円
		9 2,200,001円以上2,300,000円以下	40,000円
		10 2,300,001円以上2,400,000円以下	45,000円
		11 2,400,001円以上2,500,000円以下	50,000円
		12 2,500,001円以上2,600,000円以下	57,000円
		13 2,600,001円以上	58,900円

備考

- この表において「対象収入額」とは、前年の収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費の額を控除した額をいう。
- 月の中途から使用を開始する場合、月の中途で使用を終了する場合又は1の月において引き続き7日以上使用しない日がある場合（月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合を除き、2月以上にわたり引き続き7日以上使用しない日がある場合で当該引き続き使用しない期間の1の月における引き続き使用しない期間が7日に満たないときを含む。）の当該月の生活費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。
- 月の中途から使用を開始する場合又は月の中途で使用を終了する場合の当該月の事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。
- 夫婦で使用する場合の事務費相当分の金額の算定に当たっては、それぞれの対象収入額を合算した額に2分の1を乗じて得た額をそれぞれの対象収入額としてこの表を適用する。この場合において、対象収入額が150万円以下となるときは、その者の事務費相当分の金額は、この表にかかわらず、7,000円とする。
- 老人専用マンション

区 分		利用料金の額	
1人用居室	長期使用の場合	生活費相当分	1月につき 37,500円
		事務費相当分	1月につき 32,100円
		管理費相当分	1月につき 37,500円
	短期使用の場合	生活費相当分	1月につき 61,100円
		事務費相当分	1月につき 52,500円
		管理費相当分	1月につき 63,200円
2人用居室	長期使用の場合	生活費相当分	1人1月につき37,500円
		事務費相当分	1月につき 39,600円
		管理費相当分	1月につき 46,000円
	短期使用の場合	生活費相当分	1人1月につき61,100円
		事務費相当分	1月につき 78,200円
		管理費相当分	1月につき 93,200円

備考

- この表において、「長期使用の場合」とは期間を定めずに使用する場合をいい、「短期使用の場合」とは1年以内の期間を定めて使用する場合をいう。
- 月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額の合算額とする。

- 3 月の中途から使用を開始する場合、月の途中で使用を終了する場合又は1の月において引き続き7日以上使用しない日がある場合（月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合を除き、2月以上にわたり引き続き7日以上使用しない日がある場合で当該引き続き使用しない期間の1の月における引き続き使用しない期間が7日に満たないときを含む。）の当該月の生活費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。
- 4 月の中途から使用を開始する場合（1人で使用している居室をその者と共に使用するため他の者が使用を開始する場合を除く。）又は月の途中で使用を終了する場合（2人で使用している居室についてそのいずれかが使用を終了する場合を除く。）の当該月の事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

秋田県告示第105号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための検査を実施するので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症及び腐^そ蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
ブルセラ病の検査	1. 北秋田市、上小阿仁村、藤里町、由利本荘市、湯沢市、羽後町、東成瀬村	実施する区域で搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している乳用雌牛（生後24か月齢未満のものを除く）
	2. 県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛
結核病の検査	県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛
ヨーネ病の検査	1. 北秋田市、上小阿仁村、藤里町、由利本荘市、湯沢市、羽後町、東成瀬村	実施する区域で搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している乳用雌牛（生後24か月齢未満のものを除く）
	2. 羽後町	実施する区域で繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している肉用雌牛（生後24か月齢未満のものを除く）
	3. 県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生予防のために必要と認めた牛
伝達性海綿状脳症の検査	県内全域	実施する区域で死亡した牛（生後24か月齢未満のものを除く）
馬伝染性貧血の検査	県内全域	平成23年4月1日前5年間に於いて当該疾病の検査を受けていない馬（生後180日齢未満のものと及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。）及び実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた馬
家きんサルモネラ感染症の検査	県内全域	実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた鶏、あひる、うずら及び七面鳥
腐 ^そ 蛆病の検査	藤里町、能代市、三種町、八峰町、大潟村、湯上市、男鹿市、五城目町、八郎潟町、井	実施する区域で飼育されているみつばちの群

	川町、大仙市、美郷町、仙北市	
--	----------------	--

3 実施期日及び場所

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血にあつては、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に定める方法による。
- (2) 家きんサルモネラ感染症及び腐蝕病にあつては、国が定める病性鑑定指針による。

秋田県告示第106号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予察するための検査を実施するので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査	県内全域	これらの疾病を予防するワクチンを接種していない牛であつて、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生を予察するため必要と認めたもの

3 実施期日及び場所

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

4 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査による。

秋田県告示第107号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第2項の規定により平成22年11月及び同年12月に取去した飼料の試験結果の概要を、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	取去場所	飼料の名称	飼料の種類	製造(輸入)年月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容		
					粗たん白質 (%) (以上)	粗脂肪 (%) (以上)	粗繊維 (%) (以下)	粗灰分 (%) (以下)	カルシウム (%) (以上)	りん (%) (以上)	揮発性塩基性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペプシン消化率 (%)	TDN (%)		ME (kcal/kg)	その他検査
北日本くみあい飼料(株)石巻工場宮城県石巻市	能代市JAあきた白神能代配送センター	くみあい配合飼料たまご工房	成鶏飼育配合飼料	平成22年11月	17.0	3.0	5.0	15.0	3.00	0.45	-	-	-	-	-	-	無
北日本くみあい飼料(株)石巻工場宮城県石巻市	北秋田市綴子全農物流株式会社北秋田事業所	くみあい配合飼料秋田牛匠後期	肉用牛肥育配合飼料	平成22年12月	12.5	2.0	10.0	10.0	0.40	0.40	-	-	-	-	-	-	無
中部飼料(株)八戸工場	大館市JAあき	マル中幼すう印幼すう成用	幼すう成用														

青森県八戸市	た北 大館配 センター	う用配 合飼料 飼付名 人	配飼 料	平成 22年12 月	(24.0)	(3.0)	(5.0)	(7.0)	(0.80)	(0.60)	-	-	-	-	-	-	無
同上	同上	マル中 印中 う用 合飼 料名 人	中育 成飼 料	平成 22年12 月	(17.5)	(3.0)	(6.0)	(8.0)	(0.80)	(0.50)	-	-	-	-	-	-	無
中部飼料(株) 八戸工場 青森県八戸市	大館市 東日本物 産株式 会社	マル中 印肉 用肥 育飼 料a ビーフ	肉用 牛肥 育飼 料	平成 22年12 月	(12.0)	(1.5)	(10.0)	(10.0)	(0.25)	(0.30)	-	-	-	-	-	-	無
同上	同上	マル中 印成 飼育 用飼 料 レイ ヤー C1 7	成鶏 飼育 用飼 料	平成 22年11 月	(17.0)	(3.5)	(6.0)	(15.0)	(3.50)	(0.45)	-	-	-	-	-	-	無
北日本くみ あい飼料(株) 石巻工場 宮城県石巻市	鹿角市 JAか ぶの生 産資 材課 倉庫	くみあ い飼 料 母用 強 い ぎ な	肉牛 繁殖 令牛 用飼 料	平成 22年11 月	(16.0)	(2.0)	(15.0)	(10.0)	(0.80)	(0.30)	-	-	-	-	-	-	無

(注) 上段 () 内数字は業者表示値

安全性に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料又は 飼料添加物 の区分	飼料又は 飼料添加物 の名称	製造 (輸入) 年月	試 験 項 目	違反の有 無及び違 反の内容
北日本くみあい 飼料(株) 石巻工場 宮城県石巻市	能代市 JAあきた白 神 能代配 送セン ター	成鶏飼育用 配合飼料	くみあい配 合飼料 たまご工房	平成 22年11 月	有害重金属-カドミウ ム、鉛	無
北日本くみあい 飼料(株) 石巻工場 宮城県石巻市	北秋田市綴子 全農物流株式 会社北秋田事 業所	肉用牛肥育 用配合飼料	くみあい配 合飼料 秋田牛匠後期	平成 22年12 月	有害重金属-カドミウ ム、鉛 動物性飼料-肉骨粉	無
中部飼料(株) 八戸工場 青森県八戸市	大館市 JAあきた北 大館配 送セン ター	幼すう育成 用配合飼料	マル中印幼 すう用 配合飼 料 飼付名 人	平成 22年12 月	有害重金属-カドミウ ム、鉛	無
同上	同上	中すう育成 用配合飼料	マル中印中 すう用 配合飼 料 中す名 人	平成 22年12 月	有害重金属-カドミウ ム、鉛	無
中部飼料(株) 八戸工場 青森県八戸市	大館市 東日本物 産株式 会社	肉用牛肥育 用配合飼料	マル中印肉 用肥 育飼 料a ビーフ	平成 22年12 月	有害重金属-カドミウ ム、鉛 動物性飼料-肉骨粉	無
同上	同上	成鶏飼育用 配合飼料	マル中印成 鶏飼 育用 配合飼 料 レイ ヤー C1 7	平成 22年11 月	有害重金属-カドミウ ム、鉛	無
北日本くみあい 飼料(株)	鹿角市 JAか ぶの生 産資 材課 倉庫	くみあい配 合飼料	肉牛繁殖・若	平成	有害重金属-カドミウ	

石巻工場 宮城県石巻市	倉庫	母子兼用強 いきずな	令牛育成用配 合飼料	22年11 月	ム、鉛 動物性飼料－肉骨粉	無
----------------	----	---------------	---------------	------------	------------------	---

秋田県告示第108号

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定に基づき、平成23年度に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第2項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第2項の規定による総合評定値の通知の請求（以下「申請等」という。）の時期及び方法を次のとおり定め、公示する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請等の時期及び方法

(1) 申請等の時期

対 象	時 期
個人及び決算期の属する月が平成22年10月から同年12月までである法人	平成23年3月17日及び同月18日
決算期の属する月が平成23年1月から同年3月までである法人	平成23年6月30日及び同年7月1日
決算期の属する月が平成23年4月から同年6月までである法人	平成23年9月29日及び同月30日
決算期の属する月が平成23年7月から同年9月までである法人	平成23年12月8日及び同月9日

(2) 申請等の方法

主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課に2の書類を持参して提出すること。

(3) (1)の時期に申請等を行うことができない者又は(2)の方法以外の方法により申請等を行う必要があると認められる者に係る申請等の時期及び方法は、建設交通部建設管理課長が別途指定する。

2 申請等に必要書類

(1) 申請書又は請求書

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成22年国土交通省令第51号）による改正後の省令（以下「新省令」という。）別記様式第25号の11による経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書

(2) 添付書類

- ア (1)の申請書又は請求書に記載した完成工事高に係る新省令別記様式第2号による工事経歴書（税抜）
- イ 新省令別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限り。）

3 手数料及びその納付方法

(1) 手数料の額

- ア 経営規模等評価申請手数料の額
8,100円と2,300円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
- イ 総合評定値通知請求手数料の額
400円と200円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

(2) 納付方法

申請等をする際、秋田県証紙により納付すること。

4 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知

新省令別記様式第25号の12による経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書の郵送により通知する。

5 経営規模等評価に係る再審査

法第27条の28及び省令第20条第2項に規定する者は、(1)及び(2)に定めるところにより経営規模等評価の再審査の申立てをすることができる。

(1) 申立ての時期及び方法

- ア 法第27条の28に規定する者
経営規模等評価の結果の通知を受けた日から30日以内に建設交通部建設管理課に(2)の書類を持参して提出すること。
- イ 省令第20条第2項に規定する者

同項に規定する評価方法の改正の日から120日以内に1(2)の地域振興局総務企画部総務経理課に(2)の書類を持参して提出すること。

(2) 申立てに必要な書類

ア 新省令別記様式第25号の11による経営規模等評価再審査申立書

イ 経営規模等評価結果通知書(省令第20条第2項の規定により申立てをする場合は写し。)

ウ 総合評定値通知書(総合評定値の通知を受けた場合に限る。省令第20条第2項の規定により申立てをする場合は写し。)

エ 新省令別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書(省令第20条第2項の規定により申立てをする場合で、再審査前の総合評定値の通知を受けた場合に限る。)

オ 異議のある審査項目についてその事実の確認に必要な書類(法第27条の28の規定により申立てをする場合に限る。)

(3) 再審査の結果の通知

新省令別記様式第25号の12による経営規模等評価結果通知書(再審査前の総合評定値を通知した場合は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書)の郵送により通知する。

6 問い合わせ先

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県建設交通部建設管理課建設業班(電話018-860-2425)

秋田県告示第109号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 処分をした年月日

平成23年2月16日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

佐藤板金

秋田市横森三丁目5番26号

佐藤 太一

秋田県知事許可(般-18)第80355号

3 処分の内容

屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成23年2月16日付けで屋根工事業及び板金工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第110号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 処分をした年月日

平成23年2月14日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社佐々木土建

由利本荘市中田代字坂ノ下52番地4

佐々木 忠

秋田県知事許可(般-18、特-21)第5464号

3 処分の内容

土木工事業及びとび・土工工事業に係る特定建設業許可並びには装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成23年2月9日付けで土木工事業、とび・土工工事業、装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出が

あった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第111号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年2月14日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
ゴシン株式会社
大仙市戸地谷字大和田398番地1
代表取締役 三 浦 英 人
秋田県知事許可（般-18）第80212号
- 3 処分の内容
塗装工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年2月14日付けで塗装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成23年2月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
N P O 法人 秋田スポーツ経済支援団体
- 3 代表者の氏名
渡 辺 健 太
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市八橋南一丁目7番8号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、秋田県内に暮らす若年者から高齢者まで幅広い年齢層の方々に、スポーツ、文化、経済の普及振興に関する事業を行い、県民の健全な心身の発達並びに、地域コミュニティの活性化に貢献する事を目的とする。

平成23年2月18日県営土地改良事業（草木地区経営体育成基盤整備事業（面的集積型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南秋田郡大川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名
南秋田郡五城目町大川大川字西屋布86番地2 八 柳 嘉 藏
〃 〃 〃 字小中島5番地 八 柳 三 郎
〃 〃 〃 字西屋布110番地 島 崎 喜 明
〃 〃 〃 大川西野字西野107番地 小 玉 重 博

南秋田郡五城目町大川西野字四ツ屋108番地	加藤昭男
〃 〃 大川下樋口字屋敷34番地	嶋崎茂悦
〃 〃 大川石崎字沼田5番地	加藤光儀
〃 〃 大川谷地中字原嶋46番地	佐藤重信
〃 〃 〃 字谷地17番地2	佐藤市夫
2 就任理事の住所及び氏名	
南秋田郡五城目町大川大川字西屋布86番地2	八柳嘉藏
〃 〃 〃 字小中島5番地	八柳三郎
〃 〃 〃 字西屋布110番地	嶋崎喜明
〃 〃 大川西野字西野107番地	小玉重博
〃 〃 〃 字四ツ屋108番地	加藤昭男
〃 〃 大川下樋口字屋敷34番地	嶋崎茂悦
〃 〃 大川石崎字沼田5番地	加藤光儀
〃 〃 大川谷地中字原嶋46番地	佐藤重信
〃 〃 〃 字谷地17番地2	佐藤市夫
3 退任監事の住所及び氏名	
南秋田郡五城目町大川大川字東屋布163番地	伊藤清悦
〃 〃 大川西野字西野108番地	小玉賢一
〃 〃 大川石崎字家ノ前25番地	加藤武男
4 就任監事の住所及び氏名	
南秋田郡五城目町大川大川字東屋布162番地4	浅野満
〃 〃 大川西野字西野108番地	小玉賢一
〃 〃 大川下樋口字屋敷下14番地	嶋崎春雄

平成23年2月17日県営土地改良事業（平鹿高野地区農地集積加速化基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月25日

秋田県知事 佐竹敬久

正 誤

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

平成22年3月31日（号外第3号）公布の公営企業管理規程第1号（秋田県企業職員給与規程及び秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程）

（原稿誤り）

5	終わりか ら7	囀畚畚畚畚畚	畹畹畹畹畹畹
---	------------	--------	--------

平成22年11月30日（号外第4号）公布の公営企業管理規程第9号（秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程）

（原稿誤り）

4	8	「 ハナ 」と「 ハナ 」	「 ナ 」と「 ハナ 」
---	---	-------------------------------------	------------------------------------

発行者 秋田県
購読料金 一ヶ月3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄